

ASHIst施術者向け利用規約

株式会社YRK and（以下「当社」という）が提供する、フットケア出張サービス「ASHIst（アシスト）」（以下「本サービス」という）登録にあたり、フットケア施術者（以下「施術者」という）は、ASHIst施術者向け利用規約（以下「本規約」という）の内容を遵守するものとする。

1. 本サービスに係る個別契約は、調剤薬局をはじめとした依頼元（以下「依頼元」という）が施術者にオファーをし、施術者がオファーを承諾して依頼元への出張が確定した時点で、次項に定めるとおり成立するものとします。本サービスの実施日や出張先の依頼元は、施術者が事前に登録した訪問希望日・訪問可能な時間・訪問可能なエリアをもとに決まります。
原則として、施術者はASHIst施術者認定試験に合格していることを必須とします。
2. 個別契約は、依頼元と当社、当社と施術者の間で、それぞれ本サービスの実施業務の委託契約、再委託契約として成立するものとします。
3. 施術者は本サービス利用希望者（以下「利用者」という）に、規定の範囲のフットケアのみを実施しなければなりません。本サービスで定める施術範囲・使用するフットケア器具・衛生管理は、外部専門家の監修のもと設計した基準や独自の認定プログラムです。施術者にはこの基準や認定プログラムに沿って、利用者にフットケアを行なっていただきます。医療行為（医業）に該当する行為は外部専門家のもと明確化しており、施術範囲からは除外されています。また、爪切り以外では刃物を使わない施術をお願いしています。
4. 施術者と依頼元は連絡先交換をすることは可能ですが、直接契約をしてはいけません。必ず本サービスを通して依頼を受けなければなりません。本項の違反が発覚した場合は、施術者は当社に対し、契約1件あたり10万円（税込）の違約金を支払うものとします。
5. 施術者は実施日までに、出張先でのフットケアの賠償責任が含まれているフットケア関連の保険に加入しなければなりません。施術者は依頼元へ出張する前に保険証

書のコピーを当社に提出するものとします。

6. 施術者は施術に使用する道具・備品を施術者ご自身でご用意ください（椅子、足置き台、パーテーション、水洗設備等は依頼元が準備を行ないます）。
7. 施術者は、利用者の状態に応じて医療機関での受診勧奨対応を行なわなければなりません。
8. 施術者は、自身が経営している、または働いているフットケアサロンを利用者に紹介したり、利用者と直接連絡先を交換したりしてはいけません。本項の違反が発覚した場合は、施術者は当社に対し10万円（税込）の違約金を支払うものとします。
「3.」に記載のプラン以外の施術が必要であると施術者が判断した場合にのみ、フットケアサロンの紹介は可とします。ただしその場合、施術者は当社に必ず報告しなければなりません。また、依頼元が集客したお客様であることを留意の上案内し、当社及び依頼元に事後報告しなければなりません。
9. 施術者は店舗を破損・汚すことのないよう十分注意してください。また、施術後の掃除はご自身で行なってください。
10. 当社は、依頼元1軒への出張の成約につき、報酬として全日対応の場合は12,000円（税込）を、半日対応の場合は6,000円（税込）及び消耗品代と実費交通費を施術者に支払うものとします。消耗品代の金額は全日対応の場合は1,000円（税込）、半日対応の場合は500円（税込）とします。実際の移動手段は施術者の任意で決めていただいて構いませんが、実費交通費は施術者の出発地から依頼元までの公共交通機関利用換算で算出し、支払うものとします。施術者が自家用車を利用する場合も交通費は支払われます。この場合も、公共交通機関利用換算で算出します。また、駐車場料金や高速道路利用料等の費用、道中のトラブルとそれにかかわる費用について当社及び依頼元は一切負担、対応しかねます。支払い条件は、毎月20日締め／翌月末日払い（月末日が休日の場合は、翌営業日）とします。
11. 施術者は実施日確定後にキャンセルを行なうことは原則的にできません。やむを得ない事情によるキャンセルの場合、施術者は事前に当社に連絡（集合時間の1時間前までを事前連絡の期限とする）を行なってください。当社への連絡が無くキャンセ

ルになった場合、施術者は当社に違約金7万円（税込）を支払うものとします。

12. 施術者は緊急事態発生時には当社に直ちに連絡するとともに、当社と連絡がつく状態にしておいてください。

13. 施術者はフットケア施術（これに関連する一切の行為を含みます。14項において同じ）に起因する、利用者のケガ、体調不良等の心身の異常が発生した場合、施術者の保険にて対応することとし、施術者の保険にて対応できない範囲については施術者自身の費用と責任にて対応するものとします。

14. 施術者は、フットケア施術に起因して、利用者から問い合わせやクレーム等があった場合、これを直ちに当社に通知するものとし、施術者は、当社の指示に従って、自らの責任と費用でこれに対応するとともに、当社において対応が必要となった場合、最大限これに協力しなければなりません。

15. 施術者に「3.」の範囲を超える行為があった場合、当社は直ちに施術者の本サービスの登録及び個別の契約を解除することができるものとし、施術者は、当社に生じた一切の損害を賠償しなければなりません。

16. 施術者及び当社は、本サービスの利用により相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨明示した情報（以下「秘密情報」という）を第三者に開示又は漏洩してはなりません。秘密情報には個人情報も含まれるものとします。

17. 当社は、施術者からお預かりした個人情報について以下の通り取り扱います。

① ASHIstおよび認定試験を通じてお預かりする個人情報（以下、「個人情報」という）は、ASHIstおよび認定プログラム・認定試験の運営、サービスの適正使用に関する情報収集および情報提供、各目的を遂行するために必要な事務連絡やサービスを行なうために利用いたします。

② 個人情報は、株式会社YRK andにて前号に従って利用し、法令等により開示・提供を求められた場合を除いて、業務委託先以外の第三者にご本人の同意なく開示・提供することとはございません。

- ③ 上記「①」および「②」の過程において、個人情報を複写する場合がございます。なお、お預かりした個人情報は返却できませんのでご了承ください。
- ④ 個人情報のご提出は任意ですが、ご提出いただけない場合は、ASHIstおよび認定プログラム・認定試験のご案内ができない場合があることをご了承ください。
- ⑤ 利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の請求については、個人情報保護管理者までお申し出ください。請求の方法について回答いたします。

連絡先・個人情報管理者：株式会社 YRK and ASHIst事務局

お問い合わせ先（メールアドレス）：support@ashist.jp

18. 施術者及び当社は相手方に対し、現在及び将来にわたり自己及び自己が実質的に経営を支配している会社が次の各号に該当し、かつ各号を遵守することを表明し保証し誓約するものとします。

- ① 反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体又はその構成員、総会屋、社会運動標榜ゴロなど暴力、威力、脅迫的言辞や詐欺的手法を用いて不当な要求を行ない、経済的利益を追求する団体もしくはその構成員又は個人。以下「反社会的勢力」という）でないこと。
- ② 主要な出資者、役職員又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。
- ③ 反社会的勢力を利用しないこと。
- ④ 反社会的勢力に財産的利益又は便宜を供与しないこと。
- ⑤ 反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと。

19. 施術者及び当社は、前項について自己の違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとします。

20. 施術者及び当社は、相手方が「18.」各号に違反した場合、催告その他何らかの手続きも要することなく、直ちに個別契約を解除することができるものとします。その場合も、相手方に対する損害賠償請求は妨げられないものとします。

21. 本規約は、社会情勢の変動、法令の変更、人件費の変動その他本サービスに関する一切の事情に鑑み、本サービスの安定的な継続のため必要な場合、施術者の承諾を得ることなく変更する場合があります。本規約の条項を変更する場合、当社は施術者に対し、1ヶ月前までに書面又は電子メールで通知するものとします。変更に異議がある施術者は、当該変更の開始日までに当社に対して異議を述べるものとし、異議がないまま本サービスを利用した場合は当該変更に同意したものとみなします。

22. 本規約に記載のない事項については、施術者及び当社協議の上対応を決定します。

以上

2021年9月21日 制定

2023年6月20日 改定

2025年8月1日 改定

ガイドライン

※1) 違約金の意図と背景

- 本サービスは、施術者と依頼元（薬局など）の連携によって成り立っています。施術予約は依頼元側が受け付けており、施術者に急に休まれると、薬局スタッフが個別にお客様へ連絡するなどの負担が生じ、信頼関係にも影響します。



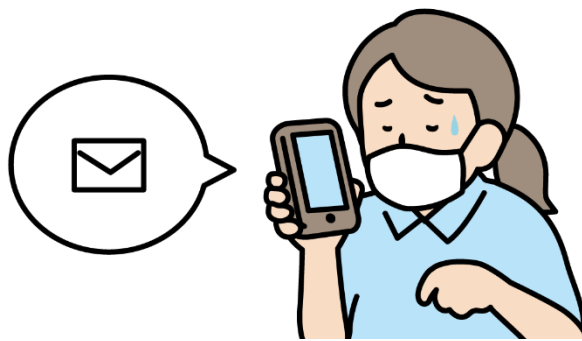
- しかし、私たちは「やむを得ない事情」でのキャンセルを罰するものではありません。ご自身やご家族の体調不良など、どうしても出勤が困難な場合には、集合時間の1時間前までに事務局にご連絡いただければ、違約金の対象にはなりませんのでご安心ください。

※2) 違約金額の根拠と背景

- 私たちは、違約金制度を通じて施術者の皆様にペナルティを課したいという意図は一切ありません。また、違約金によって収益を得ようという考えもまったくありません。
- この制度は、ASHIstが運営するマッチングサービスの信頼性を守るために設けたものであり、「無断キャンセルや直接契約を防ぐための抑止力」として設定しています。
- 実際に違約金の金額を設定するにあたっては、できるだけ不安を煽らず、しかし一定の抑止力は持ち得るよう、ベビーシッターなど他のマッチングサービスで設定されている相場を参考にしました。
 - ベビーシッターマッチングサービス 「KIDSNAシッター」
 - ベビーシッター派遣サービス 「ハニークローバー」

- 急なキャンセルは、依頼元にご迷惑をおかけすることになります。もしキャンセルの検討が必要な事情が発生した場合は、前もって速やかに事務局までご一報ください（実施日の3日前までにキャンセル連絡ができない場合、事務局から依頼元への違約金が生じます）のでご協力をお願いいたします）。
- そのうえで、体調不良ややむを得ない事情でキャンセルされる場合は、集合時間の1時間前までに事務局までご一報いただければ違約金の対象外となりますので、どうぞご安心ください。

やむを得ない事情とは、台風・地震などの災害、ご自身やご家族の緊急事態、公共交通機関の大規模遅延による移動困難などを指します。



※3) 連絡先の交換について

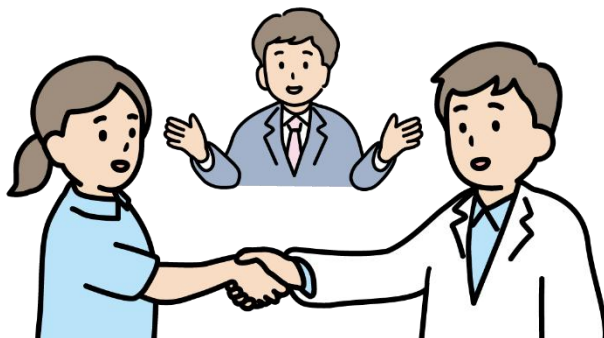
- 施術者と依頼元との連絡先交換について

ASHIstでは、依頼元との連絡先交換（名刺交換も含む）は可能です。しかし、**直接契約は行なわないでください。**

ASHIstでは、依頼元とのパートナーシップを築くために、かなりの時間とコストをかけてマッチング環境を整えています。

- 店舗ごとの出張受け入れ体制の構築
- 現場でのオペレーションの調整
- 複数店舗をまたいだスケジュール調整 など

このように、ASHIstが間に入ることで、安心して施術いただける環境を実現しています。



● 施術者と利用者との連絡先交換について

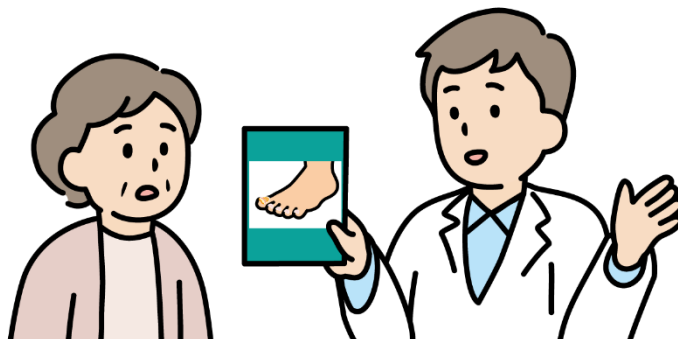
薬局にご来店されるお客様（利用者）は、依頼元がチラシや声かけ、掲示物などを通じて時間と労力をかけて集客している方々です。

つまり、その場で施術者がお客様と出会えるのは、**依頼元が間に立ってくださっているからこそ**、という関係性になります。

そのため、そのお客様に対して、

- ご自身が運営する別のサロンをご案内する
- あるいは後日LINE等でのやり取りを行ない、別ルートで施術を行なう

という行為は、依頼元の信頼を損ねる可能性があり、ASHIst全体としての信頼にも関わるため、原則としてご遠慮いただいております（利用規約「8.」により事務局へ報告いただいた場合を除きます）。



● ASHISTの施術メニューでは対応しきれない状態の対処について

ただし…困っているお客様に対して「どうしても助けたい」と思う場面もあると思います。

ASHISTでは、リスク管理の観点から

- 刃物の使用（角質の削り・ウオノメの除去等）
- 医療行為に該当する処置

は原則として禁止しておりますが、現場では「この方は今すぐ処置が必要なのに…」といったケースもあるかと思います。

そこで、以下の条件を満たす場合に限り、施術者ご自身の運営・勤務するサロンをご紹介いただくことは可能としています。

1. 当該処置がASHISTのルールでは対応不可な内容であること（例：刃物を使った処置）
2. 依頼元のご担当者が、当該紹介の必要性を認めていること
3. 処置を希望された利用者に対して、あくまで補完的措置として紹介すること
4. 事後に、当社に対して必ず報告をいただくこと

このように、ルールは大切にしながらも、施術者の「お客様を助けたい」という想いを否定するものではありません。現場での判断に迷った場合は、ぜひ事務局までお気軽にご相談ください。

